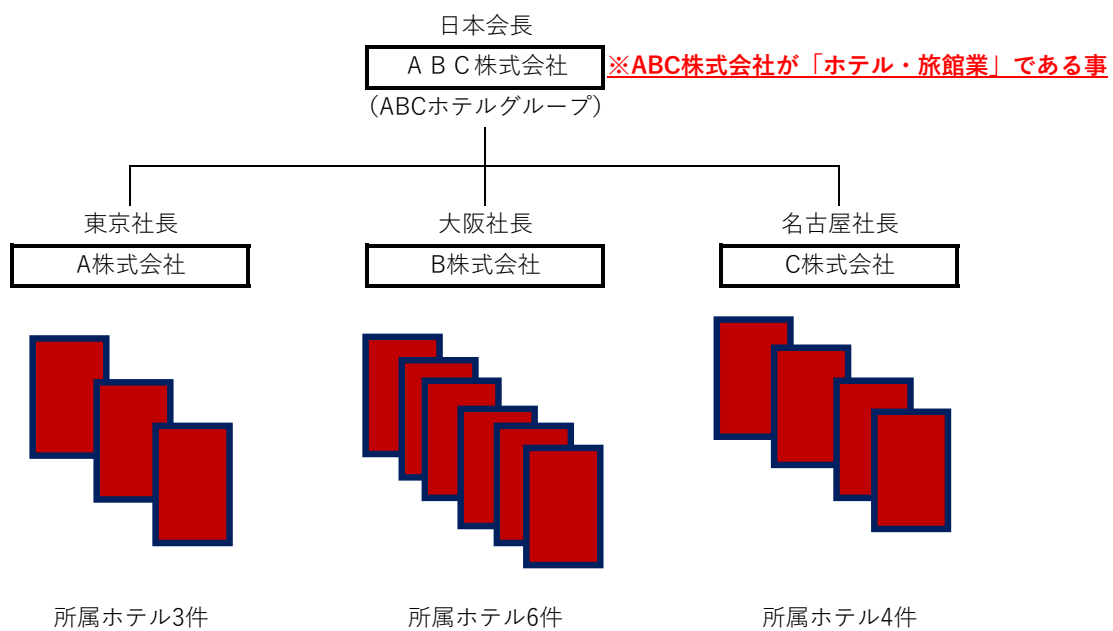


出資金・組合費について

- ①出資金は会社毎に必要で、入会時の初回のみ（退会時には返金）
 - ②組合費は「グループ」単位で毎年必要（期中加入は月割り）
- 組合費に関しての「グループ」の考え方は下記の通り

①グループを代表する「親会社」が存在する場合



出資金 A社・B社・C社 各1口（10,000円）以上

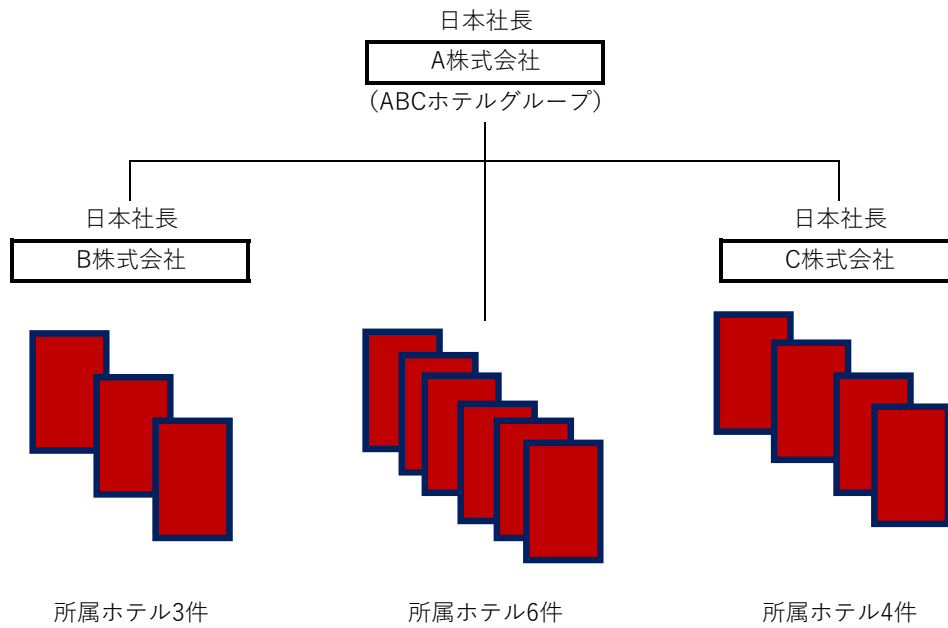
組合費 ABC社に13件口（カテゴリー2 24,000円）

※A社・B社、C社はそれぞれ社長が違うが、親会社ABC社が存在していて、同一と見做される場合

請求書は

A株式会社	10,000円（出資金）	2年名以降 ABC株式会社	24,000円（組合費）
B株式会社	10,000円（出資金）		
C株式会社	10,000円（出資金）		※組合費は基本的にABC(株)からの支払いとなるが、
ABC株式会社	24,000円（組合費）		同一グループなのでA・B・C社からでも良い

②複数存在する会社の「代表者が同じ」場合



出資金 A社・B社・C社 各1口 (10,000円) 以上

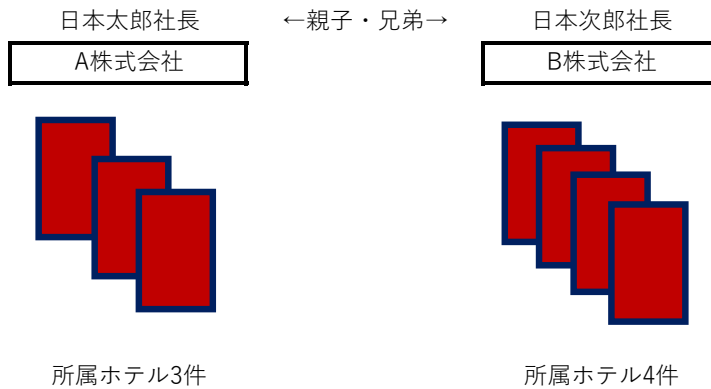
組合費 ABC社に13件口 (カテゴリー2 24,000円)

A社・B社・C社はそれぞれホテルを運営しているが、代表者が同一の場合はグループとして見做す
この場合、年会費は「A社」「B社」「C社」の何れかからの支払いとなる

請求書は

A株式会社	10,000円 (出資金)	2年名以降 A株式会社	24,000円 (組合費)
A株式会社	24,000円 (組合費)		
B株式会社	10,000円 (出資金)		※組合費はA・B・C社のどこからでも良い
C株式会社	10,000円 (出資金)		

③グループ会社とは見做さない場合



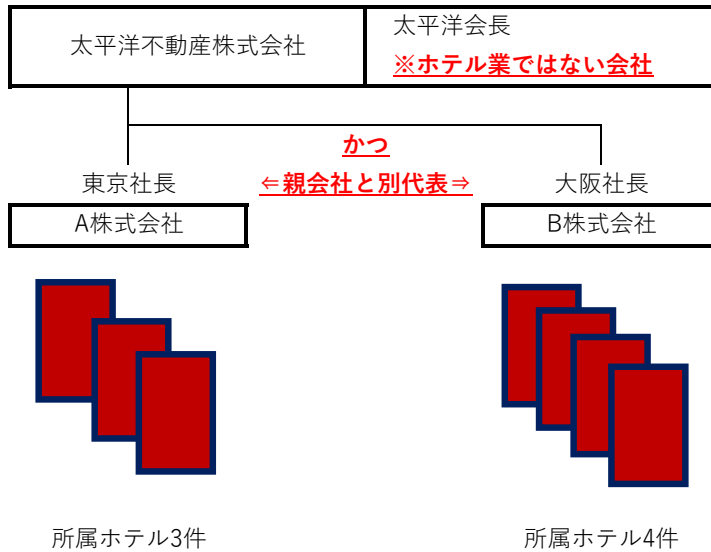
※別法人で代表者が違う場合、グループとは見做しません

例えばA社B社の代表者が「親子」「兄弟」であったとしても、グループとは見做しません

請求書は

A株式会社	10,000円（出資金）	2年名以降 A株式会社	12,000円（組合費）
A株式会社	12,000円（組合費）		
B株式会社	10,000円（出資金）	2年名以降 B株式会社	24,000円（組合費）
B株式会社	24,000円（組合費）		

なおA社、B社とも同一代表者であっても、それぞれに請求書を立てる様、指示があった場合は、それぞれに請求書を立てさせていただきます



※親会社が「ホテル業」ではない場合かつ代表者がホテル会社の代表者ではない場合、グループ会社とは見做しません

請求書は

A株式会社	10,000円（出資金）	2年名以降 A株式会社	12,000円（組合費）
A株式会社	12,000円（組合費）		
B株式会社	10,000円（出資金）	2年名以降 B株式会社	24,000円（組合費）
B株式会社	24,000円（組合費）		

※例えば上記の例でA株式会社の代表者が太平洋会長だった場合、②のパターンになり、グループとして見做します

なお例外として、上記の例で実質的にA社・B社の代表者および運営を太平洋会長がおこなっており、入会時に説明頂き、役員として（会長として）実質的に関わっている旨の記述が認められた場合、グループと見做します（組合費に関しては、A社またはB社からとします）

グループ扱いの内容で、ご不明な点が御座いましたら、必ず組合事務局までお問合せ下さい。

グループ会社の場合、入会申込書に必ず先に組合加入した親となる会社、または同時加入の場合は、大本となる親（代表）会社を必ず記入して下さい。

御社がグループという認識であっても、組合からの請求書が個別に発行されている状態の場合、組合からはグループ扱いという認識がされていないという事です。

個別でお支払いを予定している場合でしたら問題ありませんが、単純に「払う必要が無い」という判断を勝手にされ、請求書・再請求書を無視し続けた場合、最悪除名処分になる事もあり得ますので、慎重にご対応の程、宜しくお願い致します。（ご不明な点があれば必ずお問合せ下さい）